別記様式第３５号（諮問書（開示請求・訂正請求・利用停止請求に係る不作為））（第５１条関係）

熊大総務第　　号

令和　年　月　日

情報公開・個人情報保護審査会　御中

国立大学法人熊本大学長

**諮問書**

　個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第７６条の規定に基づく開示請求〔個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第９０条の規定に基づく訂正請求、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第９８条の規定に基づく利用停止請求〕に係る不作為について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第１０５条第１項の規定により諮問します。

別記様式第３５号（第５１条関係）

（別紙）

|  |  |
| --- | --- |
| １　開示請求〔訂正請求、利用停止請求〕に係る保有個人情報の名称等 |  |
| ２　審査請求に係る開示請求〔訂正請求、利用停止請求〕 | （１）　開示請求〔訂正請求、利用停止請求〕の日付、記号番号  （２）　開示請求〔訂正請求、利用停止請求〕の宛先 |
| ３　補正に要した日数、開示決定等の期限 |  |
| ４　審査請求 | （１）　審査請求日  （２）　審査請求人  （３）　審査請求の趣旨 |
| ５　諮問の理由 |  |
| ６　参加人等 |  |
| ７　添付書類等 | ①　保有個人情報開示請求書〔訂正請求書・利用停止請求書〕（写し）  ②　審査請求書（写し）  ③　理由説明書  ④　その他参考資料 |
| ８　諮問庁担当課、担当者名  　　電話番号、FAX番号、メールアドレス、住所等 |  |

（注１）１の「開示請求〔訂正請求、利用停止請求〕に係る保有個人情報の名称等」については、開示請求の場合には、当該開示請求に係る保有個人情報の名称を、訂正請求又は利用停止請求の場合には、当該訂正請求又は利用停止請求に係る保有個人情報の名称を記述すること。

（注２）３の「補正に要した日数、開示決定等の期限」については、補正を求めた場合には当該補正に要した日数を、法第８３条第２項の規定による期間の延長を行った場合には開示決定等の期限を、法第８４条の規定が適用された場合には残りの保有個人情報について開示決定等をする期限を、それぞれ記述すること。

（注３）５の「諮問の理由」については、例えば、「開示請求から相当の期間（※）が経過していないと考えられるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

　（※）行政不服審査法第３条に規定する「相当の期間」を指す。以下同じ。

（注４）７の③の「理由説明書」においては、例えば、開示請求から相当の期間（※）が経過していないと考えられる理由について、法第８４条の規定が適用された場合には、同条を適用した理由、同条の「相当の期間」として設定した期間の妥当性などを具体的に記述すること。

（注５）７の④の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や行政不服審査法第１１条の総代、第１２条の代理人又は第１３条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、法第８３条第２項又は第８４条の規定に基づく開示決定等の期限に係る通知の写し等である。